**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第61条の規定に基づき、文書での整備が必要な事項について**

　下記の内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第61条の規定について、運営規程等に追記しやすいように一部編集をしたものです。正確な規定の内容については、内閣府のホームページ等で改正後の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」をご確認ください。

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録【第54条】

特定子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録する。

② 利用料の額の受領【第55条第１項】

特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）から、契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする（法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合（以下「法定代理受領の場合」という。）は、文中の「額」を「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」に読み替える。）。

③ 特定費用の額の受領【第55条第２項】

利用料のほか、特定費用の額の支払を保護者から受ける場合は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得る。

④ 領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付【第56条】

施設等利用給付認定保護者から費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付する。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載すること。ただし、特定費用の支払いのみを受ける場合は、この限りではない。

上記の場合において、当該支払いをした施設等利用給付認定保護者保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付する（法定代理受領の場合は、文中の「利用料の額」を「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、「上記の」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払いをした」を「当該市町村及び当該」と、「交付する」を「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知する」に読み替える。）。

⑤ 保護者に関する市町村への通知【第58条】

特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支援法第三十条の八第一項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知する。

⑥ 子どもを平等に取り扱う原則【第59条】

施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

⑦ 秘密保持等【第60条第1項、第２項】

職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

⑧ 子どもに関する情報提供【第60条第３項】

小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用児童に係る施設等利用給付認定保護者の同意を得る。

⑨ 記録の整備【第61条第１項】

 　職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

⑩ 記録の保存年限【第61条第２項】

特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。